

## 「地域クラブ活動の日」について

### 「地域クラブ活動の日」の取組

- ・中学生を対象として地域で行われる様々なスポーツ・文化芸術活動の紹介・情報発信等を行うことにより、部活動地域展開に向けた生徒・保護者の理解促進を図る。
- ・令和8年8月以降、市立中学校および義務教育学校の部活動において、毎月第3土曜日および翌日曜日を休養日に指定。  
(8/15-16、9/19-20、10/17-18、11/21-22、12/19-20、1/16-17、2/20-21、3/20-21)  
※これらの休養日を「地域クラブ活動の日」と呼称する。
- ・教育委員会は、「地域クラブ活動の日」に行われる中学生を対象としたスポーツ・文化芸術活動（体験イベント等を含む）の紹介・情報発信等に取り組む。
- ・「地域クラブ活動の日」の対象メニューについて地域のスポーツ・文化芸術団体等に情報提供等を依頼。
- ・市のホームページに一覧等を掲載するとともに広報用チラシを作成し、学校の連絡用アプリ等により生徒・保護者へ周知（令和8年4月以降）。
- ・生徒の参加は任意とし、参加を希望する生徒は希望する活動メニューの主催者に直接申込。
- ・各主催者は、参加生徒のケガや事故、損害賠償等に備え、徴収した参加料等により保険に加入。

